別紙１－３　諸元表（図書館）_令和８(2026)年６月10日変更

図書館																																									
室名	基本的な性能											建築					電気設備													機械設備											
	面積 目安	天井高 目安	耐火	防犯	監視 カメラ	温湿度 管理	重要文化 財対応	音環境 （必要のみ）	飲食 （必要のみ）	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	間度 Lx	照明 演色性 Ra	発電回路の割合 （照明）	発電回路が必要な専用機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送 音量調節	TV	インターホン トイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調 （上：温度） （下：湿度）	冬季空調 （上：温度） （下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ要否	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	m程度 ※（　）内は内数面積	m以上	1 防火扉 2 防火シャッター 3 特開都火扉	1 誰でも入れる 2 職員のみ出入りされた職員のみ	○設置	1 帯電防止 2 収蔵庫は常温常湿 3 収蔵庫は	「国宝・重要文化財の公開に関する取扱規程」（文化財公開施設の指定を受ける施設）に定期の文化財の取り扱いを行う。	1 騒がい音対策 2 音響調整 3 防音	1 可 2 最小飲料のみ可 3 不可			※建築構造設計基準の資料（令和1年9月　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）「表4.1 積載荷重」による区分	1 ―　建ぺい率が一般地域 2 ―一般的用可 3 ―一般的のみ 4 ―最も小さい地域のみ			○必要 ○必要	○必要 ○必要	○必要 ○必要	・信用 ・事業者用 ・利用者用	○必要 ○必要	※全時間定が通信される場合は省略可	○必要	○必要 ○必要	・プロジェクター ・スピーカー ・デジタルサイネージ等		1 時間単程度 2 温湿度管理必要 一空調不要			1 開館時間・執務時間 2 24時間	○必要 ○必要	○必要 ○必要	1 一酸化0.15ppm/m3以下 CO：10ppm以下 CO2：1000ppm以下 VOC（0.3μm）m3 NH3(アンモニア)：30ppb以下 HCHO(ホルムアルデヒド)：30ppb以下 TVOC(トルエン＋アルデヒド)：300ppb以下 殺菌(有機機)：4ppb以下 平菌(有機機)：10ppb以下 2 一酸化0.15ppm/m3以下 CO：10ppm以下 CO2：1000ppm以下 VOC（0.3μm）m3 NH3(アンモニア)：30ppb以下 HCHO(ホルムアルデヒド)：80ppb以下 TVOC(アセトアルデヒド)：300ppb以下 殺菌(有機機)：170ppb以下 平菌(有機機)：10ppb以下 ※ ―建築物環境衛生管理基準による	○必要 ―不要 ×不可	○必要 ―不要 ×不可	1 執筆単程度 2 第四（大容量泡消火）に相当機器	1 水消火可 2 水消火不可
収集・保存																																									
書庫①	3,510	3.0	Ⅰ	Ⅱ	―	Ⅱ	―	―	―	図書、雑誌、新聞	・170万冊収容可能な書架が設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・恒温恒湿の24時間空調を備え、各書庫ごとに温湿度設定が可能な設計とし、均質な温湿度の条件を維持する。 ・不活性ガスによる消火設備を設ける。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底する。 ・気密性、耐火性等に十分配慮する。 ・書庫への出入口及び通路は、ブックトラックによる搬送が可能な幅を確保する。 ・内陣電話はフロアが分かれる場合はフロアごとに設置する。 ・資料検索のため、各出入口にフロアに図書館業務用端末を設置する。 ・資料の一時閲覧用の机を設置する。 ・設置するすべての書架に落下防止の措置を施す。 ・開架・閲覧エリアとの動線を確保する。 ・一般利用者が侵入できない動線に扉を配置する。 ・図書館書庫からの動線に配慮した位置に共用可を設置する。 ・カビ防止のため、空調ダクト内にHEPAフィルターを設置する。 ・書庫の出入口付近（書庫外）に手洗い場を設置する。 ・出入口に除菌マットを設置する。 ・窓を設けず、外光を遮断する計画とする。 ・書庫①が複数階にまたがるときは書庫出納を円滑に行うため、適切な位置に階段を設ける。 ・開架書庫とする。	―	―	移動書架を設置する書庫	Ⅱ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	○	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅱ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
書庫②（視聴覚書庫）	90	3.0	Ⅰ	Ⅱ	―	Ⅱ	―	―	―	視聴覚資料（CD、DVD、レコード等）	・CD、DVDが18,000点、レコードが26,000点が排架可能な書架を設置するスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・恒温恒湿の24時間空調を備え、各書庫ごとに温湿度設定が可能な設計とし、均質な温湿度の条件を維持する。 ・不活性ガスによる消火設備を設ける。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底する。 ・気密性、耐火性等に十分配慮する。 ・書庫への出入口及び通路は、ブックトラックによる搬送が可能な幅を確保する。 ・設置するすべての書架に落下防止の措置を施す。 ・開架・閲覧エリアとの動線を確保する。 ・一般利用者が侵入できない動線に扉を配置する。 ・カビ防止のため、空調ダクト内にHEPAフィルターを設置する。 ・出入口に除菌マットを設置する。 ・窓を設けず、外光を遮断する計画とする。 ・開架書庫とする。	―	―	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅱ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
書庫③（滝澤書庫）	55	3.0	Ⅰ	Ⅰ	○	Ⅱ	―	―	―	滝澤コレクション	・レコード約14,500点が排架可能な書架を設置するスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・恒温恒湿の24時間空調を備え、各書庫ごとに温湿度設定が可能な設計とし、均質な温湿度の条件を維持する。 ・不活性ガスによる消火設備を設ける。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底する。 ・気密性、耐火性等に十分配慮する。 ・書庫への出入口及び通路は、ブックトラックによる搬送が可能な幅を確保する。 ・設置するすべての書架に落下防止の措置を施す。 ・カビ防止のため、空調ダクト内にHEPAフィルターを設置する。 ・出入口に除菌マットを設置する。 ・開架・閲覧エリア側の壁面はガラス張りとし書庫内が見える設えとする。また書棚の配置は開架・閲覧エリア側から奥が見通せる向きとする。 ・レコード視聴用機器が設置できるスペースを設ける。 ・開架・閲覧エリアの視聴覚コーナーに隣接させる。 ・公開書庫とし、申請制で利用者が立ち入り出来るエリアとする。 ・閲覧エリア側に直接出入可能な扉を設ける。	―	―	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅱ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
書庫④（マイクロフィルム書庫）	35	3.0	Ⅰ	Ⅰ	○	Ⅱ	―	―	―	マイクロフィルム	・閲覧用マイクロフィルム約1,200本、マスターフィルム約1,600本が保管可能な棚を設置するスペースを確保する（想定する棚の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・恒温恒湿の24時間空調を備え、各書庫ごとに温湿度設定が可能な設計とし、均質な温湿度の条件を維持する。 ・不活性ガスによる消火設備を設ける。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底する。 ・気密性、耐火性等に十分配慮する。 ・書庫への出入口及び通路は、ブックトラックによる搬送が可能な幅を確保する。 ・設置するすべての書架に落下防止の措置を施す。 ・カビ防止のため、空調ダクト内にHEPAフィルターを設置する。 ・出入口に除菌マットを設置する。 ・開架・閲覧エリアの新聞コーナーに隣接させる。 ・開架・閲覧エリア側の壁面はガラス張りとし書庫内が見える設えとする。また書棚の配置は開架・閲覧エリア側から奥が見通せる向きとする。 ・公開書庫とし、申請制で利用者が立ち入り出来るエリアとし、閲覧エリア側に直接出入可能な扉を設ける。	―	―	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅱ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
書庫⑤（公開書庫）	210	3.0	Ⅰ	Ⅰ	○	Ⅱ	―	―	―	図書	・11万冊収容可能な書架を設置する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・恒温恒湿の24時間空調を備え、各書庫ごとに温湿度設定が可能な設計とし、均質な温湿度の条件を維持する。 ・不活性ガスによる消火設備を設ける。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底する。 ・気密性、耐火性等に十分配慮する。 ・書庫への出入口及び通路は、ブックトラックによる搬送が可能な幅を確保する。 ・設置するすべての書架に落下防止の措置を施す。 ・カビ防止のため、空調ダクト内にHEPAフィルターを設置する。 ・出入口に除菌マットを設置する。 ・公開書庫とし、申請制で利用者が立ち入り出来るエリアとし、開架・閲覧エリア側に直接出入可能な扉を設ける。 ・開架・閲覧エリア側の壁面はガラス張りとし、書庫内が見える設えとする。 ・書棚の配置は開架・閲覧エリア側から奥が見通せる向きとする。	―	―	移動書架を設置する書庫	Ⅱ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅱ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
貴重書庫	250	3.0	Ⅲ	Ⅱ	○	Ⅱ	―	―	―	和古書、地図等の貴重資料	・10万冊収容可能な書架を設置するスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・恒温恒湿の24時間空調を備え、各書庫ごとに温湿度設定が可能な設計とし、均質な温湿度の条件を維持する。 ・不活性ガスによる消火設備を設ける。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底する。 ・気密性、耐火性等に十分配慮する。 ・書庫への出入口及び通路は、ブックトラックによる搬送が可能な幅を確保する。 ・設置するすべての書架に落下防止の措置を施す。 ・開架・閲覧エリアとの動線を確保する。 ・一般利用者が侵入できない動線に扉を配置する。 ・カビ防止のため、空調ダクト内にHEPAフィルターを設置する。 ・出入口に除菌マットを設置する。 ・保存処理室とは隔壁させない。 ・専用の履物に履き替えるための履き替えスペースを備える。 ・和古書、巻物、地図掛等、さまざまな形態の資料を格納するため、各資料に合わせた書架を設置する（棚の種類・数等は「備品リスト」を参照）。 ・資料の一時閲覧用の机を設置する。 ・室内照明は、紫外線や熱を放えたものとする。 ・窓を設けず、外光を遮断する計画とする。	―	―	一般書庫、倉庫等	Ⅲ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20±2℃ 50%±5%	20±2℃ 50%±5%	Ⅱ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅱ	Ⅱ
資料整理室	190	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅰ	―	―	―	資料課の業務エリア（登録、装備、修理等）	・出入口は、ブックトラックによる搬送が可能な幅を確保する。 ・登録作業のため、図書館業務用端末を作業人員分、業務用プリンターを２台以上設置する。 ・複数台のブックトラックが移動可能な配置・室内動線を確保する。 ・装備や修理作業用の机を設置する。 ・受入待ちの寄贈図書や修理待ちの資料等を保管するため、壁面に書架を設置できるようにする。 ・装備や修理に使用する備品、図書資料台帳等を保管するため、壁面に備品棚と文書棚を設置できるようにする。 ・事務室及び閲架・閲覧エリアとの動線を確保する。 ・手洗い場を設置する。 ・保存処理室と隔壁させる。 ・窓を設けず、外光を遮断する計画とする。	○	―	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	―	500	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	○	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ
保存処理室	20	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅱ	―	―	―	虫害やカビ被害等が生じた資料の処理を行う	・他館及び書庫内の資料への被害拡大防止のため、気密性を持たせる。 ・出入口は、ブックトラックによる搬送が可能な幅を確保する。 ・書庫及び他出入口との動線を確保する。 ・水損資料を一時保存する冷凍庫を設置できるスペースを確保する。 ・処理待ち資料等を保管するため、壁面に書架を設置できるようにする。 ・カビ除去のため、HEPAフィルター付き吸引装置・HEPAフィルター付き掃除機を設置できるスペースを確保する。 ・空気清浄機を設置し、清掃用具収納スペースを確保する。 ・出入口に除菌マットを設置する。 ・手洗い場を設置する。 ・資料整理室と隔壁させる。 ・貴重書庫とは隔壁させない。 ・窓は設けない計画とする。	―	―	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	―	500	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	○	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅱ	―	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ

別紙１－３　諸元表（図書館）_令和８(2026)年６月10日変更

図書館																																															
室名	基本的な性能												建築					電気設備															機械設備													
	面積 目安	天井高 目安	耐火	防犯	監視 カメラ	温湿度 管理	重要文化 財対応	音環境 （必要のみ）	飲食 （必要のみ）	建築の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度 Lx	照明 演色性 Ra	発電回路の割合 （照明）	発電回路が必要な機器機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送 音量調節	TV	インターホン トイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調 （上：温度） （下：湿度）	冬季空調 （上：温度） （下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ室内	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	m程度 ※（　）内は内数面積	m以上	1 防火扉 2 防炎帳天 3 消防設備 4 消防 5 火源	1 誰でも入れる 2 職員のみ 3 区画された職員のみ	○設置	1 帯見常時 2 収蔵庫と書庫分離 3 収蔵庫	「指定・重要文化財の公開に関する取扱規程」（文化財公開規程）に基づく指定（又は指定する指針）に基づいて適切な保存に努める。	1 騒がない作業 2 作業音 3 音楽 4 音響機器	1 可 2 書庫内飲食不可					建築構造設計基準の資料（令和1年度 文部 国土交通省 大臣官房官庁営繕 監修編集）「表4.1 積載荷重」による区分	1 ―― 鍵なしかー般錠 2 ―― 一般的防可 3 ―― 一般のみ 4 ―― 高セキュリティ錠のみ	○ ○必要 ○不要	○必要 ○不要	○必要 ○不要	・信用 ・事業者用 ・利用者用	○必要 ○不要	※全時間定が通常されな場合は省略可	○必要 ○不要	○必要 ○不要	・プロジェクター ・スクリン ・デジタルサイネージ等	1 帯見常時定 2 温湿度管理が必要	1 開館時間・帯見時間 2 24時間	○必要 ○不要	○必要 ○不要	1 一般個0.15pg/m3以下 CO：10ppm以下 CO2：1000ppm以下 VOC：0.1mg/m3 NO(ホルアルデヒド)：30ppb以下 HCHO(ホルムアルデヒド)：30ppb以下 TVOC(トルエン・アルコール)：300ppb以下 殺菌(有機酸)：10ppb以下 平菌(有機酸)：10ppb以下 2 一般個0.15pg/m3以下 CO：10ppm以下 CO2：1000ppm以下 VOC：0.1mg/m3 NO(ホルアルデヒド)：30ppb以下 HCHO(ホルムアルデヒド)：80ppb以下 TVOC(アセトアルデヒド)：300ppb以下 殺菌(有機酸)：170ppb以下 平菌(有機酸)：10ppb以下 ※ ―― 建築物環境衛生管理基準による	○必要 ○不要 ×不可	○必要 ○不要 ×不可	1 帯見常時定 2 常時（天井内含む）に給水管敷設	1 水消火栓 2 水消火不可
展示・公開																																															
開架・閲覧エリア全般	4,970	4.5	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅱ	Ⅱ	利用者が資料を利用する	・開架・閲覧エリアは、２フロア以内に収める。 ・19万点の図書館資料を排架できるよう、書架や雑誌架等、必要な図書館用品が設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・エリア内の通路幅は車椅子と人が容易にすれ違うことができる幅を確保する。 ・全館内にバリアフリー や切れに配慮し、可能な限り死角の少ない設計とする。 ・高齢者・障害者・子どもでも利用に苦労することなく利用を確保する。 ・図書館エリア出入口に扉を設置する。 ・階段のみでしかアクセスできない階、エリア、スペースは設けない。 ・閲覧に適した照明計画とする（タスクアンビエント照明）。 ・直射日光が書架にあたらない窓形状及び書架配置とする。 ・窓は紫外線カット性能を有する仕様とする。 ・入館者自動カウンターを設置する。 ・足音が響かない床材、吸音性のある天井材を使用する。 ・開放な空間と閉鎖な空間の配置に配慮する（音環境１・２・３を考慮し、各コーナーを配置する）。 ・図書館エリアのメイン出入口付近に、貸出用のベビーカー、ブックカート（シニアカート兼用）、車いす等の集積スペースを設ける。 ・利用者用個人席に電源コンセントを用意する。 ・展示公開エリアの各コーナーの「必要な性能等」に記載された座席数と以下に記載した座席数の合計が、おおよそ500席となるように閲覧席を配置する。 　1人用閲覧席：140席程度 　大型本閲覧席：12席程度 ・ソファ席および書架検索コーナー：125席程度 ・車椅子での利用が可能な、机の高さを自由に調整できる閲覧用机を２台設置する。 ・各所にデジタルサイネージ、案内板（点字・音声案内対応）等を適宜設置する。 ・検索機は各コーナーに設置するものほかエリア内に適宜設置する。 ・自動貸出機は各コーナーに設置するものほかエリア内に適宜設置する。 ・お知らせ告知に掲示できるマグネットウォールを適宜設置する。 ・サイン表示はユニバーサルデザインとし、ピクトグラム表示や多文化にも対応する。 ・サイン表示は、統一感のあるデザインで仕上げ、間接後も載為が同じテイストでサインを作成・変更できるようにする。 ・建築物の省エネ基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所のオープン事務室の2級相当（N-40）の性能を有すること。	○	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	○	500	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	○	○	―	―	○	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
地域資料コーナー（とちぎライブラリー（仮称））	(600)	開架・閲覧エリアと同等	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅱ	Ⅲ	地域資料の閲覧、レファレンスサービス、コピーサービス（レファレンス、コピーは美術以外の一般分野も兼ねる）	・独立した部屋とはせず、開架・閲覧エリアのコーナーとして設置する。 ・図書館エリアのメイン出入口付近に地域に関する展示エリアを設置し、展示エリアと書棚がある地域資料コーナーへの動線を確保する。 ・展示エリア内に、文書館・博物館との連携展示コーナーを設ける。 ・地域に関するチラシ、リーフレット、パスファインダーを配布するスペースを設ける。 ・アートライブラリーと隣接させる。 ・絵本を代表する文学者等のパネルを展示し、隣接して関連作品を並べた書架を設置するスペースを設ける。 ・上記パネル等を展示するため、壁面展示ケース４台以上を設置する。 ・ガラスケース（低書架常上部ガラスケース仕様）を２台以上設置する。 ・図書、雑誌、視聴覚資料、ゼンリン（大型地図）等の図書館資料を３万冊程度排架する書架を設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・６名用の閲覧机・椅子を４台程度、個人席10席程度を設置する（貴重資料閲覧用を兼ねる）。 ・コーナー内にレファレンスカウンター及び供設什重室を設置する（後述）。 ・カウンター付近にコピーサービスが可能なスペースを設置する。 ・コーナー内に資料検索機および自動貸出機を各１台以上設置する。	○	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	―	○	500	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	―	○	―	―	○	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
アートライブラリー（コーナー）	(200)	開架・閲覧エリアと同等	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅱ	Ⅱ	美術（7類）資料の閲覧、レファレンスサービス、コピーサービス	・エリア内にレファレンスカウンター及び供設什重室を設置する（後述）。 ・１万冊程度の図書館資料を排架する書架を設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・大型美術書の閲覧に適した４名用の机・椅子を２台程度、個人席６席程度、インテリア性の高い読心地のよい椅子（デザイナーズチェア等）を３席程度を設置する。 ・カウンター付近にコピーサービスが可能なスペースを設置する。 ・コーナー内に資料検索機および自動貸出機を各１台以上設置する。 ・美術館との連携展示等のためのガラスケース（低書書架常上部ガラスケース仕様）を１台以上設置する。 ・独立した部屋とはせず、開架・閲覧エリアのコーナーとして設置させる。 ・とちぎライブラリーと隣接させる。 ・美術館からアクセスしやすい位置に設置する。 ・共通エリアから の導線に配慮する。 ・県内美術館のポスター、チラシ等を掲示するスペースを設ける。	○	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	―	○	500	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	―	○	―	―	○	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
とちぎライブラリー、アートライブラリー内レファレンスカウンター	(15)	2.7	―	Ⅲ	○	Ⅰ	―	Ⅱ	Ⅱ	レファレンス業務、図書館資料複写の対応	・対面で大型本を開きながら相談できる、ゆとりあるサイズのカウンターを設置する。 ・業務端末を３台以上設置する。 ・カウンター後ろに作業室を設置する（後述）。 ・ブックトラックが移動可能な配置・動線を確保する。 ・車椅子に対応したカウンター設計とする。 ・カウンター周辺は車椅子同士がすれ違える通路の幅を設ける。 ・カウンターから書庫への資料移動がしやすい配置となるよう動線を確保する。	○	―	令第85条の事務室	―	○	500	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
とちぎライブラリー、アートライブラリー併設作業室	(50)	2.7	―	Ⅲ	―	Ⅰ	―	Ⅱ	Ⅱ	電話応対、メール対応等、レファレンスカウンター業務に付随する作業を行う	・電話機（カウンターとは別）を１台以上設置する。 ・業務端末を３台以上、業務用プリンター１台を設置する（プリンターはカウンターの業務端末と併用）。 ・ブックトラックが移動可能な配置・室内動線を確保する。 ・予約資料及び付属資料を管理するための取り置き棚を壁面に設置できるようにする（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・事務用品を保管するスペースを設ける。 ・手洗い場を設置する。 ・郵送複写やレファレンスに使用するためのコピー機を１台設置する。 ・忘は設けない計画とする。	○	―	令第85条の事務室	Ⅱ	―	500	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	○	―	Ⅰ	Ⅰ
インターネット閲覧・データベース利用コーナー	(適宜)	2.7	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅱ	Ⅲ	インターネット、CD・DVD等のデータベース、商業資料データベース、オンラインデータベースの閲覧 データベースの複写	・総合カウンターから視認できる場所に設置する。 ・CD、DVD等のデータベース閲覧端末及び商業データベース閲覧端末を１台以上、インターネット閲覧端末及びオンラインデータベース閲覧端末を合わせて９台以上配置する。 ・データベース閲覧端末及び商業データベース閲覧端末にはプリンターを設置する。また、オンラインデータベース閲覧端末は端末ごとにプリンターを設置する（インターネット閲覧端末には不要）。	○	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	―	○	500	―	―	―	○	―	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
新聞コーナー（原紙・新聞縮刷版およびマイクロフィルム）	(250)	開架・閲覧エリア同等	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅱ	Ⅲ	直近の新聞・新聞縮刷版およびマイクロフィルム閲覧・複写	・とちぎライブラリー、アートライブラリー内レファレンスカウンターから視認できる場所に設置する。 ・新聞掲載は、主要な全国紙と地方紙（下野）９タイトルは当日の新聞及び３か月分を排架することとし、主要な業界紙（建設新聞等）20タイトルは直近の最新号及び１か月分を排架する。ただし、当日の新聞は複写不可のため、バックナンバーと明確に別置できるようにする（新聞閲覧台の設置など）。 ・新聞縮刷版に適した書架を設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・机付き閲覧席（１人席４席程度、複数人席３席程度）。新聞掲載を広げて閲覧することに適したサイズの机付き閲覧席を４席程度設置する。 ・新聞閲覧台15台程度（椅子不要）を設置する。 ・閲覧用マイクロフィルムを保管する公開書庫（書庫⑤）と隣接させ、近接する位置にマイクロフィルム閲覧機器（＋プリンター）を設置する。	○	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	―	○	500	―	―	―	○	―	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
雑誌コーナー	(70)	開架・閲覧エリア同等	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅱ	Ⅱ	直近の雑誌の閲覧利用	・最新号を視認できるようカバーをかけるなどし、200タイトル程度を１年分程度（月刊誌の場合）排架する雑誌架を設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ※閲覧席は開架・閲覧エリア全体の席数に含める	○	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	―	○	500	―	―	―	○	―	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
新着資料コーナー	(適宜)	開架・閲覧エリア同等	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅱ	Ⅱ	新たに受け入れした図書を見せるコーナー	・50冊程度が排架可能なスペースを確保する。 ・図書館エリアのメイン出入口、または総合カウンター付近に設置する。 ・背を並べて排架できるようにし、一部表紙見せできるようにする。	○	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	―	○	500	―	―	―	○	―	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
展示スペース	(60)	開架・閲覧エリア同等	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅰ	Ⅱ	メイン展示スペース（現在のロビー展示）	・図書館エリアのメイン出入口付近、または館内の目立つ場所に設置する。 ・可動式の書架やガラスケースを使用するため、固定書架等は設置しない。	○	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	―	○	500	―	―	―	○	―	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
展示スペース（本庁連携）	(20)	開架・閲覧エリア同等	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅰ	Ⅱ	本庁各課との連携展示を実施するスペース	・可動式のポスター掲示用パネルと資料展示用の展示台１台×４程度を使用するため、固定書架等は設置しない。	○	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	―	○	500	―	―	―	○	―	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
総合カウンター	(20)	2.7	―	Ⅲ	―	Ⅰ	―	Ⅱ	Ⅱ	利用登録、資料の貸出・返却・予約、県内図書館資料の双度サ受付・貸出、各種利用案内、書庫出納	・図書館エリアのメイン出入口から近いところで、全体を見渡せる場所に配置する。 ・業務端末を４台以上設置する。 ・貸出、返却、利用登録、資料検索・書庫出納・予約、閲覧機器等申請の窓口を設け、各業務を十分に実施できる広さのカウンターを設置する。 ・内線を２台設置する。 ・カウンター後ろに作業室を設置する（後述）。 ・ブックトラックが移動可能な配置・動線を確保する。 ・カウンター前に利用登録や資料双度サ等の各種申請書記入のためのスペースを設ける。 ・カウンター付近に資料検索機および自動貸出機を各２台以上設置する。 ・車椅子に対応したカウンター設計とする。 ・カウンター周辺は車椅子同士がすれ違える通路の幅を設ける。 ・出納完了を番号で表示するためのデジタルサイネージまたは大型モニター（55～65インチ程度）を設置する。 【開架・閲覧エリアが１フロアになる場合】 ・本カウンターにレファレンスカウンターを併設させる。	○	―	令第85条の事務室	―	○	500	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	―	○	―	○	○	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
総合カウンター併設作業室	(50)	2.7	―	Ⅲ	―	Ⅰ	―	Ⅱ	Ⅱ	予約資料の保管、電話応等、総合カウンター業務に付随する作業を行う	・業務端末を３台以上、業務用プリンター１台を設置する。 ・電話機（カウンターとは別）を設置する。 ・ブックトラックが移動可能な配置・室内動線を確保する。 ・予約資料を管理するための取り置き棚を壁面に設置できるようにする（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・事務用品を保管するスペースを設ける。 ・手洗い場を設置する。 ・忘は設けない計画とする。	○	―	令第85条の事務室	Ⅱ	―	500	―	―	―	○	○	○	○ （県用） （事業者用）	―	○	○	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	○	―	Ⅰ	Ⅰ

別紙１－３　諸元表（図書館）_令和８(2026)年６月10日変更

図書館

室名	基本的な性能										建築				電気設備													機械設備											
	面積 目安	天井高 目安	耐火	防犯	監視 カメラ	温湿度 管理	重要文化 財対応	音環境 (L値のみ)	飲食 (L値のみ)	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度 lx	照明 演色性 Ra	発電回路の割合 (照明)	発電回路が必要な機器機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送 音量調節	TV	インターホン トイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調 (上：温度) (下：湿度)	冬季空調 (上：温度) (下：湿度)	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ室宿	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	m程度 ※(　)内は内数面積	m以上	1 防火課題 2 10時間耐火課	1 誰でも入れる 2 職員のみ出除られた職員のみ	○設置	1 帯既第1 2 収蔵第1 3 収蔵第2	「指定・重要文化財の公開に関する取扱規程」で定める指定	1 騒がい 2 音 3 音楽 4 音響	1 可 2 最小飲料のみ 3 不可					建築構造設計基準の資料（令和1年改定　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）「表4.1 積載荷重」による区分	○---錠なしor一般錠 △---一般防犯可 □---機器のみ 空---扉なしで機器のみ			○令室	○令室 一令室	○令室 一令室	○令室	・信用 ・事業者用 ・利用者用	○令室 一令室	※全時間定が通常されない場合は省略可	○令室	○令室	・プロジェクター ・テクノタッチサイネージ等		1 熱高常程度 2 温湿度管理必要 一空調不要		1 開館時間・執務時間 2 24時間	○令室 一令室	○令室 一令室	1 一般0.15μm/m3以下 CO：10ppm以下 CO2：1000ppm以下 VOC（0.3μ）m3 NO(ホルムアルデヒド)：30ppb以下 HCHO(ホルムアルデヒド)：30ppb以下 TVOC(トルエン換算)：300ppb以下 飲食(有機酸)：40ppb以下 半飲(有機酸)：10ppb以下 2 一般0.15μm/m3以下 CO：10ppm以下 CO2：1000ppm以下 VOC（0.3μ）m3 NO(ホルムアルデヒド)：30ppb以下 HCHO(ホルムアルデヒド)：80ppb以下 TVOC(アセトアルデヒド)：300ppb以下 飲食(有機酸)：170ppb以下 半飲(有機酸)：10ppb以下 ※－建築物環境衛生管理基準による	○令室 一不要 ×不可	○令室 一不要 ×不可	1 熱高常程度 2 常時（大容量電動）に給水確保必要不可	1 未消火可 2 未消火不可	1 未消火可 2 未消火不可
レファレンスカウンター	【１フロアの場合】 （15㎡） 【２フロアの場合】 （10㎡） 設置数：１基 利用人員：２人	2.7	—	Ⅱ	○	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	【１フロアの場合】 レファレンス業務、図書館資料閲覧の対応 【２フロアの場合】 資料の貸出・予約、利用案内、レファレンス業務、図書館資料閲覧の対応	【開架・閲覧エリアが１フロアになる場合】 ・総合カウンターに併設する。 ・業務端末を１台設置する。 ・カウンター後ろに作業室を設置する（後述）。 ・ブックトラックが移動可能な配置・室内動線を確保する。 ・車椅子に対応したカウンター設計とする。 ・カウンター周辺は車椅子同士がすれ違える通路の幅を設ける。 【開架・閲覧エリアが２フロアになる場合】 ・業務端末を２台設置する。 ・カウンター付近にコピーサービスが可能なコーナーを設置する。 ・カウンター後ろに作業室を設置する（後述）。 ・ブックトラックが移動可能な配置・室内動線を確保する。 ・カウンター付近に資料検索機および自動貸出機を各２台以上設置する。 ・車椅子に対応したカウンター設計とする。 ・カウンター周辺は車椅子同士がすれ違える通路の幅を設ける。	○	—	令第85条の事務室	—	○	500	—	—	—	○	○	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	—	—	Ⅰ	Ⅰ
レファレンスカウンター併設作業室	(20)	2.7	—	Ⅱ	—	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	電話応対、メール対応等、レファレンスカウンター業務に付随する作業を行う	・レファレンスカウンターの後ろに設置する。 ・業務端末を１台設置する。 ・電話機（カウンターとは別）を設置する。 ・ブックトラックが移動可能な配置・室内動線を確保する。 ・事務用品を保管するスペースを設ける。 ・手洗い場を設置する。 ・窓は設けない計画とする。	○	—	令第85条の事務室	Ⅱ	—	500	—	—	—	○	○	—	○ （県用） （事業者用）	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	○	—	Ⅰ	Ⅰ
予約資料受取コーナー	(30)	開架・閲覧エリア同等	—	Ⅰ	○	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅲ	利用者が予約資料を受取・貸出処理する	・1,000冊程度の予約資料が受取可能なスペースを設置する。 ・総合カウンターから視認できる場所に設置する。 ・ミラクリーダー機能付きの書架を設置する。 ・予約照会機、自動貸出機（兼用でも可）を１台以上設置する。 ・貸出未処理、または他人の予約資料の持ち出しを防ぐ設備を備える。	○	—	令第85条の劇場等（その他の場合）	—	○	500	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	—	—	Ⅰ	Ⅰ
視聴覚コーナー	(140)	開架・閲覧エリア同等	—	Ⅰ	○	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	CD・DVDの配架、視聴覚資料の視聴	・総合カウンターから視認できる場所に設置する。 ・CD・DVD約１万点収納する書架を設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・洋語を２千点収納する書架を設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・２～３名用の視聴ブースを４台設置する（CD・DVD・Blu-ray・レコード用）。 ・資料検索機および自動貸出機を各１台以上設置する。 ・海澄コレクションの公開書棚（書庫③）に隣接して設置する。 ・蓄音機（視聴設備品）を設置する。	○	—	令第85条の事務室	—	○	500	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	—	—	Ⅰ	Ⅰ
児童書・子どもの読書活動支援コーナー	（児童書・子どもの読書活動支援コーナー合わせて500㎡程度） ※以下のコーナー・室は内数 ＜読み聞かせスペース＞ 30㎡程度、１か所 ＜授乳室＞ 20㎡程度、１室 ＜幼児用トイレ＞ 30㎡程度、１室	開架・閲覧エリア同等	—	Ⅰ	○	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅱ	絵本・児童書及びその研究書等の配架、児童サービス	・子どもの安全に十分に配慮した什器類等を設置する。 ・ヌックスペース（睡眠を活用した読書空間）を設置する。 ・ベビーカーが容易に移動できる書架間隔を確保した動線とする。 ・エリア内にカウンター及び併設作業室を設置する（後述）。 ・子どもの利用に適した書架を設置する。 ・児童図書研究書（事典類等）、雑誌、新聞を排架する書架を設置する。 ・絵本、児童書、大型絵本、紙芝居等、３万冊程度を排架する書架を設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・子ども用の閲覧席を30席程度、４名用の机・椅子（大人用）を２台程度、子どもと大人両用のスツールを８席程度設置する。 ・児童室コーナーと一体となった軒を設いて利用できるお話しスペースを計画し、お話会用の音脱ぎスペース及びシューズボックスを設置する。 ・子ども読書に関する展示スペースを確保する。 ・他コーナーに子どもの声や音が響かない仕様とする。 ・コーナー内に資料検索機および自動貸出機を各２台以上設置する。 ・コーナー付近に子ども用トイレ、授乳室を設置する。 ・授乳室にはミニキッチン、調乳用温水器を設置する。 ・授乳室には休憩用のベンチ、ソファ、授乳用ソファ、サイドテーブル、おむつ交換台、着替え台を設置する。 ・りんごの棚（子ども向けバリアフリー図書コーナー）を設置する。 ・コーナーの近くに付近にベビーカー置き場のスペースを確保する。 ・子ども読書に関するチラシ、リーフレット、パスファインダーを配布するスペースを設ける。 ・サイン（はひらがな・カタカナ）を中心とする。	○	姿勢が容易なもの 安全面に特に配慮した床材とする	令第85条の事務室（その他の場合）	—	○	500	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ
児童書・子どもの読書活動支援コーナーカウンター	(10)	2.7	—	Ⅱ	○	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	利用登録、資料の貸出・返却・予約、県内図書館資料の取寄せ受付・貸出、各種利用案内、意識調査、レファレンス業務	・業務端末を２台設置する。 ・カウンター後ろに作業室を設置する（後述）。 ・ブックトラックが移動可能な配置・室内動線を確保する。 ・車椅子に対応したカウンター設計とする。 ・カウンター周辺は車椅子同士がすれ違える通路の幅を設ける。 ・カウンター付近に読書通帳の印字機を設置する。 ・カウンターから書庫への資料移動がしやすい配置となるよう動線を確保する。	○	—	令第85条の事務室	—	○	500	—	—	—	○	○	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	—	○	—	○	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	—	—	Ⅰ	Ⅰ
児童書・子どもの読書活動支援コーナー併設作業室	(20)	2.7	—	Ⅱ	—	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	カウンター業務に付随する作業を行う	・電話機（カウンターとは別）を設置する。 ・業務用プリンター１台を設置し、カウンター業務端末と接続する。 ・ブックトラックが移動可能な配置・室内動線を確保する。 ・予約資料及び付属資料を管理するための取り置き棚を壁面に設置できるようにする（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・事務用品を保管するスペースを設ける。 ・手洗い場を設置する。 ・窓は設けない計画とする。	○	—	令第85条の事務室	Ⅱ	—	500	—	—	—	○	○	—	○ （県用） （事業者用）	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	○	—	Ⅰ	Ⅰ
ティーンズコーナー	(適宜)	開架・閲覧エリア同等	—	Ⅰ	○	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	中高生向けの本	・ティーンズ向けチラシ、リーフレットを配布するスペースを設ける。 ・ら～ゐのテーマごとに分類が可能な展示スペースを設置する。 ・中高生向けの資料（約１万冊程度）を排架する書架が設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・書架を一部低陣とするなど、興味・関心を引く設えとする。 ・半個室の４人用閲覧席を３台設置する（その他の閲覧席は開架・閲覧エリアと共用）。	○	—	令第85条の劇場等（その他の場合）	—	○	500	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	—	—	Ⅰ	Ⅰ
多文化コーナー	(適宜)	開架・閲覧エリア同等	—	Ⅰ	○	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	洋書・日本語を学ぶための本	・洋書、日本語学習のための資料（約３千冊程度）を排架する書架が設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・外国人向けチラシ、リーフレットを配布するスペースを設ける。	○	—	令第85条の劇場等（その他の場合）	—	○	500	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	—	—	Ⅰ	Ⅰ
バリアフリー図書コーナー	(適宜)	開架・閲覧エリア同等	—	Ⅰ	○	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	バリアフリー図書や拡大読書器など	・バリアフリー図書（大活字本等約３千冊程度）を排架する書架が設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・関連のチラシ、リーフレットを配布するスペースを設ける。 ・拡大読書器１台を設置する。	○	—	令第85条の劇場等（その他の場合）	—	○	500	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	—	—	Ⅰ	Ⅰ
課題解決支援コーナー	(適宜)	開架・閲覧エリア同等	—	Ⅰ	○	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	法律、地域福祉等の特定のテーマについて調べるためのコーナー	・法律と福祉分野の図書・雑誌（約４千冊程度）を排架する書架が設置可能なスペースを確保する（想定する書架の段数等は「什器備品リスト」を参照）。 ・関係団体等が発行するチラシ、リーフレットを配布するスペースを設ける。	○	—	令第85条の劇場等（その他の場合）	—	○	500	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	—	—	Ⅰ	Ⅰ
ラウンジ	(80)	開架・閲覧エリア同等	—	Ⅰ	○	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	飲食スペース	・匂いや音が他のエリアに拡散しない配置・設えとする。 ・利用者がゆったりとくつろげるような空間とする。 ・50人程度が利用できる机・椅子を設置できるスペースを設けること。	—	—	令第85条の劇場等（その他の場合）	—	○	300	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	○	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ
サイレントルーム	(90)	2.7	—	Ⅰ	○	Ⅰ	—	Ⅲ	Ⅱ	静かな環境で図書館資料を用いた読書・学習・調査等を行う	・他のコーナーの音を遮断できるような防音仕様の構造とする（壁・扉など）。 ・30席以上の閲覧席を設置する。 ・砂紋上、開架・閲覧エリアとの壁面はガラス張りとし、視線防止のため一部をすりガラスとする。 ・建築物の省エネ基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の2級相当（N-40）の性能を有すること。	—	—	令第85条の事務室	—	○	500	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	○	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	—	—	Ⅰ	Ⅰ
対面朗読室	(10)	2.7	—	Ⅰ	○	Ⅰ	—	Ⅲ	Ⅱ	視覚障害者等に対し対面朗読を行う	・視覚障害者等の動線に配慮し、総合カウンターに近い場所に設置する。 ・他のコーナーと相互に音を遮断できるような防音仕様の構造とする（壁・扉など）。 ・砂紋上、開架・閲覧エリアとの壁面はガラス張りとし、視線防止のため一部をすりガラスとする。 ・段差や枠組を設けない（バリアフリー構造）。 ・建築物の省エネ基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は録音スタジオの2級相当（N-25）の性能を有すること。	—	—	令第85条の事務室	Ⅰ	○	500	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	—	—	Ⅰ	Ⅰ
倉庫	(100)	2.7	—	Ⅱ	—	—	—	—	—	図書館の展示用品、イベント用品、ブックトラック、予備の椅子・机等を収納する	・展示用品、ブックトラック、予備の机・椅子を収納する。 ・業務エリアと閲覧エリアそれぞれに隣じる扉（施錠可）を設ける。 ・開架・閲覧エリアと同フロアとする。	—	—	一般書庫、倉庫等	—	—	200	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用）	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	Ⅰ	Ⅰ
ボランティア控え室	(50)	2.7	—	Ⅱ	—	Ⅰ	—	—	—	図書館で活動するボランティアの控え室	・ボランティアが活動中に荷物を保管するための カギ付きのロッカーを20人分程度設置する。 ・ボランティア休憩用の机・椅子を設置する。 ・カーテンで着替え用のスペースを区切れるように、カーテンレールを設置する。（簡易更衣室の設置でも可） ・手洗い場を設置する。	—	—	令第85条の事務室	Ⅱ	○	500	—	—	—	○	—	—	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	○	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	○	—	Ⅰ	Ⅰ

図書館																																											
室名	基本的な性能											建築					電気設備															機械設備											
	面積 目安	天井高 目安	耐火	防犯	監視 カメラ	温湿度 管理	重要文化 財対応	音環境 （dB低のみ）	飲食 （dB低のみ）	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度 lx	照明 演色性 Ra	発電回路の割合 （照明）	発電回路が必要な機器機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送 音量調節	TV	インターホン トイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調 （上：温度） （下：湿度）	冬季空調 （上：温度） （下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ要否	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	m程度 ※（　）内は内数面積	m以上	1 防火扉 2 防火戸 3 ハロゲン消火 4 自動開閉火扉	1 誰でも入れる 2 職員のみ立ち入れる 3 限られた職員のみ	○設置	1 帯既第1種 2 収蔵第1種 3 収蔵第2種	「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」（文化財公開施設） 1 収蔵庫 2 展示室（展示する絵画） （公開の文化財が多い）	1 騒がしい 2 静かな 3 特に静かな音楽室	1 可 2 書庫で飲料のみ可 3 不可					建築構造設計基準の資料（令和1年改定、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）「表4.1 積載荷重」による区分	1 ―一般なし or 一般軽 2 ―一般荷のみ 3 ―一般荷のみ 4 ―限られた職員のみ																												
調査・研究																																											
学習室		320	2.7	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅲ	Ⅱ	利用者が持ち込み学習を行う	○	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	○	500 机上面750lx	―	―	―	○	―	―	○ （視聴） （事業者用） （利用者用）	○	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
グループ研究室		30	3.5	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅰ	Ⅱ	利用者のグループ学習や、図書館資料を使ったイベント等を行う	○	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	○	500	―	―	―	○	○	―	○ （視聴） （事業者用） （利用者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
搬送準備室		85	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅰ	―	―	―	県内公立図書館（報告）、学校図書館（随時）等との搬送資料の整理・仕分け・搬送準備を行う。また、学校支援図書セットを保管する。	―	―	令第85条の事務室	Ⅱ	○	500	―	―	―	○	○	―	○ （視聴） （事業者用）	○	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	○	―	Ⅰ	Ⅰ
荷下ろし・搬出入スペース		65	4.0	―	Ⅱ	○	―	―	―	―	相互貸借、出張展示等に係る図書館資料の搬出入口。協力車１台を屋内に格納して積み下ろし作業を行う。	―	―	令第85条の自動車車庫自動車通路	Ⅱ	―	200	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
サーバ室		10	2.7	―	Ⅲ	―	Ⅰ	―	―	―	サーバー管理用の部屋	○	―	令第85条の事務室	Ⅱ	―	500	―	―	―	○	―	―	○ （視聴） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね 24℃ 45%	概ね 24℃ 45%	Ⅱ	○	○	―	―	―	Ⅱ	Ⅰ

調査・研究

学習室

・コンセントが使用可能な個人席を125席程度設置する。
・向きを交互に設置するなど、視線の向きやパーソナルスペースの確保に配慮する。
・座席予約システムを導入し、入口付近に予約機を設置する。
・閲架・閲覧エリア側と共通エリアから入れる出入口を設置し、閲架・閲覧エリア側の出入口に施錠を設置する。
・安全性の観点から、学習に適した明るさとし、各個人席にも手元照明を設置する（タスクアンビエント照明）。
・直射光が当たらなど、著しく条件が異なる席がないよう、窓の配置や座席配置に配慮する。
・防犯上、室内側の壁面は一面以上をガラス張りとし、視線抜けとした、視線防止のため、目線の範囲は目隠しフィルムを貼る等の対応をする。
・建築物の省エネ性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の3級相当【N-40】の性能を有すること。

グループ研究室

・図書館資料を利用できるよう、BDSエリア内に設置する。
・10名程度が使用可能な机及び椅子を設置する。
・ブックトラック１台が移動可能な配置、室内機器を確保する。
・ホワイトボード１台が移動可能な配置、室内機器を確保する。
・防犯上、閲架・閲覧エリアとの壁面はガラス張りとし、視線防止のため一部をすりガラスとする。
・地域資料コーナー（とちぎライブラリー）と近接させる。
・プロジェクターを投影可能な壁面にする（可動式のプロジェクターの使用を想定）。
・建築物の省エネ性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の3級相当【N-40】の性能を有すること。

搬送準備室

・荷下ろし・搬出入スペースと隣接させる。
・市町立図書館等、大学図書館への搬送資料を仕分けする棚を設置する。なお、棚の下段は使用せず、屈まずに作業できる配置とする。
・資料搬送用のかごを置くスペースを設ける。
・棚の近くに搬送作業用の机を設置するスペースを確保する。
・作業机付近に、図書館業務端末を２台、業務用プリンター１台を設置する。
・学校支援図書セット用として、未使用のコンテナを保管できるスペースを確保する。
・作成した図書セットや返却資料の図書を収めるコンテナを保管できるスペースを確保する。
・コンテナを保管する棚を壁面に設置できるようにする。
・台車を複数台保管できるスペースを確保する。
・薄型、文庫等を保管する棚を壁面に設置できるようにする。
・手洗い場を設置する。
・出入口はブックトラック、台車による搬送が可能な幅を確保するとともに、ブックトラック、台車が移動可能な配置＝室内動線を確保する。
・閲架・閲覧エリアとの動線を確保する。

荷下ろし・搬出入スペース

・搬送準備室に隣接させる。
・外部との遮断用の電動シャッターを設ける。
・協力車を屋内に格納した状態で、図書資料等を格納したカゴの積み下ろし作業ができる広さと天井高さを確保する。
・スペースはなるべく整形とし、駐車作業のしやすさに配慮する。
・排気ガスを速やかに排出する換気設備とする。
・搬送準備室に入るドアに協力車が乗降付けできるような配置とし、荷下ろしができるスペースを設ける。
・雨天時の資料水濡れを防ぐため、荷下ろしのスペースと駐車スペースの間に50cm程度の高低差を設ける。
・駐車スペースから搬送準備室に至る道で、台車の利用が可能な動線とする。
・美術館の収蔵物や一般職員との出入口では使用しない（文書館との併用は可。ただし文書館は搬送準備室内を通過せずに文書館の搬室へ入ることが出来る動線を確保すること）。

※協力車：図書館資料搬送用の車

サーバ室

・サーバ保守管理用の機材を置くスペースを確保する。
・機材の熱故障防止のため、エアコンを設置する。